

協会制度一覧

分類	制 度	対 象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)
普通保険以外の保険を適用する保証制度	公害防止保証	知事等が認定した資金で、公害防止施設を設置するもの	設備資金	個人・会社 50,000 組 合 100,000	10年以内	1.15%
	エネルギー対策保証	経済産業省令で定めた省エネルギー施設及び石油代替エネルギー施設を設置するもの	設備資金	個人・会社 200,000 組 合 400,000	10年以内	1.15%
	海外投資保証	経済産業省令で定める海外直接投資の事業のために資金を必要とするもの	運転資金 設備資金	個人・会社 200,000 組 合 400,000	10年以内	1.15%
	新事業開拓保証	経済産業省令に定める新事業として、協会の認定を受けた事業の開拓のために資金を必要とするもの	運転資金 設備資金	個人・会社 200,000 組 合 400,000	10年以内	1.15%
	中小企業特定社債保証	適債要件を満たす中小事業者	事業資金	450,000 経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で500,000	7年以内	社債総額に対し 1.90% ～ 0.45%
	流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者	事業資金	200,000	根 保 証 1年間 個別保証 1年以内	0.68%
	事業再生保証	再生事件、民事再生法の規定に基づき再生を図ろうとする事業者	運転資金 設備資金	200,000	10年以内	2.20%
	一括支払契約保証	中小企業信用保険法第3条の11第1項に基づく特定支払債務を有する中小企業者	事業資金	1,000,000 但し、特定社債保証、経営安定関連保証を除く他保証との合計は10億円以下	1年以内	2.20% ～ 0.50% に保証割合を乗じた率
全国共通制度	自主廃業支援保証	自主廃業を選択する事業者で、一定の要件を満たす中小企業者	廃業計画の実施に必要な事業資金	30,000	1年以内	1.90% ～ 0.45%
	長期経営資金保証 (やくしん)	個人及び会社であって、償還能力があり、一定の要件を満たす中小企業者	運転資金 設備資金	20,000以上200,000まで	運転資金 3年以上15年以内 設備資金 3年以上20年以内	1.80% ～ 0.35%
	当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の財務要件を満たす中小企業者	事業資金	1,000以上 280,000まで	1年間 もしくは 2年間	1.62% ～ 0.39%
	事業者カードローン当座貸越根保証	一定の財務要件を満たす中小企業者	事業資金	1,000以上20,000まで	1年間もしくは 2年間	1.62% ～ 0.39%
	借換保証	中小企業金融安定化特別保証の借換 ①保証申込時点において、特別保証に係る既往借入金の残高があること ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画があること ③経営安定関連保証を利用する場合は、セーフティネット保証に係る市町村長の認定書があること	運転資金	特別保証に係る 既往借入金の残高	10年以内	一般保証 1.90%～0.45% 経営安定関連保証 0.90%(1～3、5～6号) 0.80%(4号) 0.75%(7、8号)
		経営安定関連保証による借換 ①保証申込時点において、一般保証又は経営安定関連保証に係る既往借入金の残高があること ②適切な事業計画があること ③セーフティネット保証に係る市町村長の認定書があること	運転資金	個人・会社 280,000 組 合 480,000 6号認定の場合 個人・会社 380,000 組 合 480,000	10年以内	0.90%(1～3、5～6号) 0.80%(4号) 0.75%(7、8号)
		条件変更改善型借換保証 ①保証申込時点において、山梨県信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	運転資金	個人・会社 280,000 組 合 480,000	15年以内	1.90% ～ 0.45%
	予約保証	次のすべての要件を満たす中小企業者 (1) 同一事業の業歴が3年以上である (2) 申込金融機関との与信取引が1年以上である (3) 保証料率区分が「区分2」以上の中小企業者 (4) 貸借対照表及び損益計算書がある申告書又は決算書を作成した中小企業者 (5) 金融機関からの借入れに係る連帯債務を負担していない中小企業者	事業資金	20,000 小口零細企業保証 5,000	5年以内 小口零細 企業保証 運転5年 設備7年	1.90% ～ 0.60% 小口零細企業保証 2.20% ～ 0.70%
	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定及び計画の実行並びに進捗の報告を行う中小企業者	運転資金 設備資金	個人・会社 280,000 組 合 480,000	5年以内 7年以内 10年以内	2.00% ～ 0.45%
	風俗営業飲食業保証	「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律」第3条第1項の適用を受ける飲食業者で、食事の提供を主目的とするもの。並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するもの	運転資金 設備資金	20,000	7年以内	1.90% ～ 0.45%
	追認保証	県内に工場・店舗を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営む中小企業者	運転資金 設備資金	1,500	1年以内	1.90% ～ 0.45%
	手形貸付根保証	県内に事業所を有し、引続き1年以上同一事業を営む中小企業者	運転資金	個人・会社 280,000 組 合 480,000	2年以内	1.90% ～ 0.45%
	(手形・電子記録債権) 割引根保証	県内に事業所を有し、引続き1年以上同一事業を営む中小企業者	運転資金	個人・会社 280,000 組 合 480,000	1年以内	1.62% ～ 0.39%
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件を満たし、経営者保証を希望しない中小企業者	運転資金 設備資金	280,000	7年以内 10年以内	1.90% ～ 0.45%	
山梨県信用保証協会独自制度	あんしん8000	一定の財務要件を満たす中小企業者	運転資金	10,000以上80,000まで	1年間 もしくは 2年間	1.62% ～ 0.39%
	ベンリー500	一定の財務要件を満たす中小企業者	運転資金	5,000	1年間 もしくは 2年間	1.62% ～ 0.39%
	山梨県商工会連合会商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済に加入している中小企業者	運転資金 設備資金	10,000(運転) 20,000(設備) 1企業限度額あわせて 20,000	7年以内 10年以内	1.90% ～ 0.45%
	商工団体特別保証	商工団体の長が推薦する中小企業者	運転資金 設備資金	5,000	7年以内	1.90% ～ 0.45%
	借換保証RollUP	返済の猶予や軽減を行っている保証付融資の残高があり、その残高を返済計画により借り換えることにより、保証債務の正常化を図るもの	運転資金	280,000	分割返済15年以内一 括返済1年以内	1.90% ～ 0.45%

協会制度一覧

分類	制 度	対 象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)
山梨県信用保証協会独自制度	借換保証RollUP (別枠)	返済の猶予や軽減を行っているセーフティネット保証の保証付融資の残高があり、その残高を返済計画により借り換えることにより、保証債務の正常化を図る事業者で、セーフティネット保証の対象となっている事業者	運転資金	280,000	分割返済15年以内一括返済1年以内	0.90% (1～3、5～6号) 号 0.80% (4号) 0.75% (7～8号)
	地方創生支援保証ネクスト	次のいずれかに該当するもの ①県内にて新規事業の開始、また既存事業における新商品等の取扱いを行う ②事業の維持拡大に伴い県内に新たに従業員を雇用する ③事業の維持拡大に伴い県内事業所に設備投資等を行う ④事業に従事する事業継承者を育成している	運転資金 設備資金	280,000	10年以内 15年以内	1.80% ～ 0.35%
	事業承継A	次のいずれかに該当するもの ①事業承継後3年未満 ②経営承継関連保証の認定を受けたもの	運転資金 設備資金	280,000	15年以内	1.90% ～ 0.25%
	事業承継B	次のいずれかに該当するもの ①事業承継を5年以内に行う ②事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて計画策定したもの	運転資金 設備資金	280,000	15年以内	1.90% ～ 0.25%
	事業承継C	持株会社(代表者は後継者)が、被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の過半数を一括で取得する資金	設備資金	280,000	15年以内	1.70% ～ 0.25%
	創業保証ステップ	次の要件をすべて満たすもの ①創業関係の保証制度の利用実績があるもの ②創業後1年以上経過し、1期以上の申告を行っているもの	運転資金 設備資金	25,000	10年以内	0.80%又は0.60%
	短期継続支援保証「レポートネオ」	一定の要件を満たす中小企業者	運転資金	280,000	1年以内	1.90% ～ 0.45%
	短期継続支援保証「スパーレポート」	一定の要件を満たす中小企業者	運転資金	200,000	1年以内	1.90% ～ 0.45%
	緊急時短期支援保証	山梨県内において事業を営んでおり、自然災害等により直接的、間接的な被害を受け、事業の継続に支障をきたしている中小企業・小規模事業者	運転資金	直近決算(確定申告)期の概ね2月商1ヶ月以内	6ヶ月以内	1.90% ～ 0.45%
	設備投資保証	設備投資を行うおとするもので、一定の要件を満たす中小企業者	設備資金 (ただし設備資金に付随する運転資金を含む)	280,000	20年以内	1.90% ～ 0.45%
	税理士等連携保証	次のすべての要件を満たすもの (1)山梨県内において1年以上同一事業を営んでいる法人 (2)東京地方税理士会山梨県会等に所属する税理士、税理士法人又は公認会計士(以下「税理士等」という。)と顧問契約を締結している	運転資金 設備資金	30,000	10年以内	1.80% ～ 0.35%
SDGs社債保証	適債要件を満たす中小事業者	事業資金	450,000 経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で500,000	7年以内	社債総額に対し 1.80% ～ 0.35%	